

グラウンドゴルフ大会

1



平成 29 年 5 月 14 日（日）、同好会のグラウンドゴルフ大会が行われました。

当日は天候にも恵まれ総勢 63 名の方にご参加頂き、グラウンドゴルフを楽しみました。グラウンドゴルフは初心者の方から楽しめる競技で参加された皆様はそれぞれに楽しんでいました。秋にも大会が行われます。



優勝

大友 昌子



2位

山崎 靖夫



3位

岩野 義正

女性部勉強会

6月9日（金）グリーンパレスに於いて、女性部「ミニ講演会・手芸教室」が開催されました。当日は税務署の田中上席をお迎えし、配偶者特別控除等の所得税の改正・セルフメディケーション税制・消費税の軽減税率についてのお話をして頂きました。

引き続き行われた手芸教室では、リボンを使ったストラップ作りを楽しみ、色とりどりの素敵なストラップが出来上がりました。

出来上がり!!

手芸教室の説明を行う

磯ヶ谷部長



当日ご参加頂いた皆様



講師 江戸川北税務署



地域まつりに参加しました

鹿骨区民館祭り、中央地域祭り、西小岩まつりに参加しました。
当日は、各地域ごとに工夫をこらし、会のPRを行いました。
パナホームさんとの共同の風船、バルーン風船などを配布し
アンケートに答えていただきました。



～鹿骨区民館祭りの様子～ 平成29年5月21日(日)



～中央地域祭りの様子～ 平成29年5月28日(日)



～西小岩まつりの様子～ 平成29年5月28日(日)

新規入会者説明会

※ 毎月 18 日は新規入会者説明会です !!



入会したばかりで、何から始めようかな？

青色申告会の利用方法ってどうするの？

決算期以外に青色申告会を利用したことがない方

青色申告会の利用方法や個人事業主の年間スケジュール

などの説明を行います。該当する会員の方には個別で

ご連絡していますが、まだ参加されたことのない方は

お気軽に事務局までご連絡ください。

※ 月のスケジュールによっては前後いたします。詳しくは事務局まで

税理士無料相談会

東京税理士会江戸川北支部の税理士先生による税のご相談が行なえます。

相談日 毎月第 1 水曜日開催

平成 29 年

7月5日(水)
8月2日(水)
9月6日(水)
10月4日(水)
11月1日(水)
12月6日(水)

予約時間

①10:00 ~	④14:00 ~
②11:00 ~	⑤15:00 ~
③13:00 ~	⑥16:00 ~



個別融資相談会 毎月第二火曜日 司法書士無料相談会

詳しくは事務局まで
次回は 7 月 4 日

①10:00 ~	②10:30 ~	③11:00 ~	④11:30 ~
⑤13:00 ~	⑥13:30 ~	⑦14:00 ~	⑧14:30 ~
⑨15:00 ~	⑩15:30 ~	⑪16:00 ~	

上半期 (1月~6月)

の源泉税納付は

7月10日まで



事務局休館

職員研修のため

7月14日(金)

9月7日(木)

~8日(金)



マイナンバーカードの取得を!!

写真付きの“マイナンバーカード”
を利用するには

電子証明書暗証番号
をお忘れなく

数字とアルファベットを
含めた6文字以上16文字
以内の組合せです。



江戸川都税事務所からのお知らせ

耐震化のための建替え又は改修を行った住宅 に対する固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

＜耐震化のための建替え＞

減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、平成30年3月31日までに、耐震化のために新築された住宅のうち、一定の要件を満たすもの

減免の期間と額

新築後新たに課税される年度から3年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免(減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります)

申請期限

新築した年の翌々年の2月末
(1月1日新築の場合は翌年の2月末)

＜耐震化のための改修＞

減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋で、平成30年3月31日までに、現行の耐震基準に適合させるよう一定の改修工事を施したもの

減免の期間と額

改修工事完了日の翌年度分から一定期間、居住部分で1戸あたり120㎡の床面積相当分まで固定資産税・都市計画税を耐震減額適用後全額減免

申請期限

改修工事が完了した日から3ヶ月以内

減免を受けるには申請が必要です。建替えと耐震改修とでは減免申請期限が異なりますのでご注意ください。
詳しくは、江戸川都税事務所へお問い合わせください。

昨年度に引き続き、平成29年度も

小規模非住宅用地の

固定資産税・都市計画税を減免します

23区内



減免対象 一画地における非住宅用地の面積が400㎡以下であるもののうち200㎡までの部分
ただし、個人又は資本金・出資金の額が1億円以下の法人が所有するものに限りです。

減免割合 固定資産税・都市計画税の税額の2割

減免手続 減免を受けるためには、申請が必要です。

まだ申請をしていない方で、小規模非住宅用地を所有していると思われる方には、8月までに「固定資産税の減免手続きのご案内」をお送りする予定です。減免の要件を確認のうえ、申請してください。

※ 同一区内で前年度に減免を受けた方で用途を変更していない方は、新たに申請する必要はありません。

江戸川都税事務所 電話03(3654)2151(代)

事務局カレンダー

7月4日	融資相談会
7月4日	司法書士相談会
7月5日	税理士無料相談会
7月5日	業務執行理事会
7月10日	広報委員会
7月14日	事務局(職員研修)休館
7月19日	組織委員会

青色申告会口座引落スケジュール

各明細	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会費	●			●			●					
青色共済	●			●			●				●	
簡保 小規模	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ビスソフト			●	●								
傷害 がん			●	●					●			

※丸印の月に各明細金額を引落させていただきます。

※傷害・がんにつきましては、東京青色申告会共済会より引落しとなります。